

令和5年度事業実施計画

1 最重点推進事項

本年度の当協会の「最重点推進事項」は

『高齢者とこどもの交通事故防止』

とし、当協会の組織を挙げて取り組むこととする。

令和4年中、県内の交通事故死者数は31人であり、うち高齢者の死者数が15人で、全死者数の48.4パーセントと約半数を占めている。

一方、弘前警察署管内の交通事故死者数は5人で、高齢者の死者数は3人と全死者数の60パーセントを占めており、県内、管内とも依然として高止まり状態となっている。

また、次代を担うこどものかけがえのない命を、地域社会全体で交通事故から守っていかなければならない。

【活動の二本柱】

- 高齢歩行者及びこどもの交通事故防止対策の推進
- 高齢運転者による交通事故防止対策の推進

2 最重点実施方策

(1) 高齢歩行者対策の推進

ア 高齢歩行者対策の必要性

令和4年中における、交通事故による歩行中の死者数は、県内で15人であり、そのうち高齢者が9人(60.0パーセント)を占めている。

よって、交通事故死者を減少させるためには、高齢歩行者対策に重点的に取り組む必要がある。

イ 「気づきを促す」安全教育の推進

(ア) 高齢者の交通事故実態の周知

各交通安全教室、各イベント等において、高齢者の歩行中の交通事故実態を周知するとともに、事故防止要領についても指導し、自己防衛意識の向上を図る。

(イ) 加齢に伴う身体機能の低下への自覚

「クイックアーム」や「クイックステップ」を活用した、参加・体験型の講習会を開催し、身体機能の低下を自覚させる。

ウ 反射材の普及および着用の推進

(ア) 反射材の有効性を教示

反射材は、夜間の歩行中の事故防止には、安価で、効果的であることを、あらゆる機会を通じてアピールする。

また、各イベント開催時に「ブラックボックス」を設置し、反射材の有効性について体験、認識させる。

(イ) 反射材の計画的購入、配分

前年度と同程度を購入し、各支部に配分するとともに、各イベントでの配分及び「反射材貼りまくり隊」による活用を推進することとする。

(ウ) 反射材の着用推進

創意工夫を凝らし、反射材の有効性を粘り強く訴え、着用率の向上を図る。

(エ) 直接貼付活動の推進

○ 高齢者宅を訪問

老人クラブ未加入者が犠牲になるケースが多いことから、交通安全母の会会員等とともに高齢者宅を訪問し、反射材の効果を説明するとともに、履き物に反射材を直接貼付する。

○ 「キャッチ&ハロー作戦」の実施

交通指導隊員等が、シルバーゾーン等において、歩行中、自転車乗用中の高齢者を呼び止め、履き物や着衣に直接貼付する。

エ 高齢者を対象とした各種大会の開催

以下の大会を開催するに際し、会場において「短時間交通安全講話」を実施するとともに、反射材の直接貼付活動を実施する。

(ア) 交通安全グラウンドゴルフ大会の開催

「夏の交通安全県民運動」の期間中に開催する。

(イ) 交通安全ゲートボール大会の開催

「秋の全国交通安全運動」の期間中に開催する。

オ 高齢者教育リーダーの育成、活動

(ア) シルバー先生の活動促進

シルバー先生は、高齢者が集う会議、集会において、高齢者に受け入れやすい教養を実施する。

(イ) 高齢者教育リーダーの育成

高齢者教育リーダーを育成するため、「交通安全教育育成セミナー」、「シルバーハイウェイスクール」等に参加させ、知識・技能の向上を図り、高齢者が集う場所で、交通事故防止活動を実施する。

(2) こどもの交通事故防止対策の推進

ア 保護誘導活動の実施

小学校付近の通学路において、“声掛け”を実施するとともに、保護・誘導活動を実施する。

特に、春の全国交通安全運動期間中は、主要交差点において、関係者を巻き込んだ活動を実践する。

イ 自転車安全教室の開催

小学生を対象に自転車安全教室を開催し、交通マナー、交通ルール及び安全な乗り方を指導する。

ウ 中・高校生への指導

下校途中の中・高校生の自転車利用者呼び止めて、車両整備点検を実施するとともに、交通マナー、交通ルールの遵守を呼び掛ける。

エ のぼり旗の設置

小学校付近の通学路に、「学童横断あり注意」「速度注意」と記載された当協会オリジナルの「のぼり旗」を設置し、運転者へ注意喚起する。

(3) 高齢運転者対策の推進

ア 高齢運転者対策の必要性

高齢運転者は、年齢別による死亡事故の発生割合が大きく、今後も高齢運転者の増加が想定されることから、総合的な対策をとる必要性がある。

イ 「危険性を気づかせる」安全教育の推進

高齢運転者による事故実態を周知し、運転することが、『自らはもとより、周囲の人にも危険を及ぼしている』ということを自覚させる教育を実施する。

ウ 高齢運転者事故の特徴の周知

- 操作不適～ハンドル操作、アクセル・ブレーキの踏み間違い 等
- 安全不確認～出合い頭事故、追突事故 等

エ 身体機能の低下を自覚させる講習会の実施

加齢に伴う肉体的な衰え、知覚処理能力や反射神経の衰えを自覚させるために、クイックアームやクイックステップ等を活用した、参加・体験型の講習を実施する。

オ 全ての座席でのシートベルト着用の徹底

シートベルト非着用が原因で大事故になるということも、高齢運転者の事故の特徴であるので、あらゆる機会を通じて、後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの着用徹底を訴える。

カ 運転免許証の自主返納制度の周知

各種会議、会合の場において、自主返納制度の手続きや特典等について教示する。

(4) 共通実施事項の推進

街頭啓発活動及び各種研修等のあらゆる機会を通じて、交通マナーアップ及び交通ルール遵守の徹底を図る。

ア 運転者向け

- (ア) 信号機のない横断歩道では歩行者優先を徹底する。
- (イ) 夕暮れ時における前照灯の早め点灯に努める。
- (ウ) 夜間運転時に対向車や先行車がない際は、原則ハイビームを点灯する。
- (エ) 高齢者、こどもに対する思いやり運転を心がける。

イ 自転車運転者向け

- (ア) 全ての自転車利用者に対するヘルメット着用が努力義務とされた。
- (イ) 改定「自転車安全利用五則」等の交通ルールを遵守する。

ウ 歩行者向け

- (ア) 付近に横断歩道がある場合には横断歩道を利用し、車両の直前直後の横断や斜め横断はしない。
- (イ) 信号機のあるところでは、その信号に従う。
- (ウ) 横断する時は、手を上げるなどして運転者に横断する意思を明確に伝える。
- (エ) 歩道や路側帯のない道路では、道路の右端を通行する。

エ 車両運転中及び歩行中の携帯電話やスマートフォン使用の禁止

3 交通安全広報啓発活動の推進

(1) 各季の交通安全運動の推進

本年度の交通安全運動の日程は、

- | | |
|-----------------|-------------------|
| ○ 新入学期の交通事故防止運動 | 4 / 7 ~ 4 / 13 |
| ○ 春の全国交通安全運動 | 5 / 11 ~ 5 / 20 |
| ○ 夏の交通安全県民運動 | 7 / 21 ~ 7 / 31 |
| ○ 秋の全国交通安全運動 | 9 / 21 ~ 9 / 30 |
| ○ 冬の交通安全県民運動 | 12 / 11 ~ 12 / 20 |

であり、弘前交通安全協会各支部(以下、「各支部」という。)毎に、または、交通安全関係機関・団体(以下、「関係機関等」という。)と協力して各種街頭活動、交通安全講話、各種大会の開催、反射材等の配布活動などを実施する。

(2) 交通安全ポスターコンクールの実施

弘前警察署管内の小・中学生から交通安全ポスターを募集し、ポスターの作成を通じて、小・中学生の交通安全意識の高揚を図る。

また、応募作品の中から、優秀作品として小・中学校の部各5点を選出し、表彰す

るとともに、県交通安全協会のコンクールに出品する。

(3) 各記念日、月間における啓発活動

ア 「シートベルト・チャイルドシート着用強調月間」の推進

年間随時に関係機関等と協力し、後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用について、指導及び広報啓発を実施する。

イ 「いきいきシルバー交通安全強調月間」の推進

11月1日から11月30日までの1か月間、関係機関等と協力し、テーマに即した事業を推進する。

ウ 「高齢者交通安全の日」の推進

毎月15日に、地域交通安全活動推進委員が、松原地区のシルバーゾーン、大型ショッピングセンターに集結し、高齢者に交通安全を呼び掛けるとともに、チラシの配布、反射材の直接貼付活動を実施する。

また、街頭では、ハンドプレートを掲出し、運転者に交通事故防止を呼び掛ける。

エ 「交通事故死ゼロを目指す日」の推進

春・秋の全国交通安全運動期間中の年2回、弘前駅前において、関係機関等と協力し、チラシを配布し通行人に呼び掛ける。

(4) その他の広報啓発活動

ア カルチュアロード「交通安全フェア」への参加

毎年9月、土手町通りで開催される“カルチュアロード”に参加し、訪れる市民などに対して、クイックアームやクイックステップ、ブラックボックス等を活用して交通安全意識の高揚を図る。

イ 「夏の交通・地域安全活動フェアinカブ」への参加

夏の交通安全県民運動期間中に、カブセンター弘前店駐車場で実施される、「夏の交通・地域安全活動フェアinカブ」に参加し、街頭で交通安全を呼び掛けるとともに、ブラックボックスを活用して交通安全意識の高揚を図る。

ウ 交通指導車の活用

当協会でも所有する交通指導車を活用し、車両マイクで交通安全を訴える。

エ 各種媒体の活用

新聞、テレビ、ラジオ及びホームページなどの各種媒体を活用し、広く交通安全を呼び掛ける。

4 交通安全教育、指導の推進

(1) 全ての座席のシートベルト・チャイルドシートの正しい着用の徹底

シートベルトの着用が、交通死亡事故抑止に直結することを、各季の交通安全運動期間中に、ハンドプレート、胸付け看板(街頭活動時)の活用及び交通指導車からの広報等を通じて着用の徹底を呼び掛ける。

(2) 飲酒運転の根絶

ア 飲酒運転の追放

- 家庭、職場において、飲酒運転“絶対しない・させない”を定着させる。
- 被害者はもとより、加害者の家族も精神的、経済的及び社会的に多大な被害を被ることを広報する。

イ ハンドルキーパー運動の推進

職場を通じ、または、飲食店を巡回し、ハンドルキーパー運動への参加、協力依頼をする。

(3) 自転車TSマークの普及

自転車販売業者と連携して、自転車利用者に対し整備点検を実施するとともに、自転車TSマークの普及を図る。

5 組織・団体の体制強化

(1) 当協会の財政健全化対策の推進

ア 財政健全化対策委員会及び財政健全化プロジェクトチームでの検討継続

イ 対象事業等の抽出

- 減額対象項目の抽出及び検討、実施
- 増額対象項目の抽出及び検討、実施

(2) 各支部の組織体制の強化、活動の活性化

- ア 地域の実態、実情に即した活動を実践する。
- イ 創意工夫を凝らした「一支部一活動」を推進する。
- ウ 支部未結成区域の解消を図る。
- エ 活動停滞支部へのテコ入れを図る。

(3) 交通指導隊の組織体制の強化、活動の活性化

- ア 若手指導隊員の加入促進を図る。
- イ 現隊員の活動の活性化を図るとともに、活動停滞隊員に対し指導する。
- ウ 街頭啓発活動を積極的に実施する。
- エ 支部、地域と連携した活動を実践し、交通指導隊の存在をアピールする。
- オ 受傷事故防止の徹底を図る。

(4) 窓口職員に対する指導の徹底

- ア 担当業務に関する知識、技能の向上を図る。

イ 会員勧誘技術の向上及び工夫を図る。

(5) 関係機関等との連携強化

関係機関等とは、相互に情報交換し、相互意思疎通と良好な関係を構築し、共同して各種交通安全活動に取り組む。

(6) 支部長・交通指導隊研修の実施

相互情報交換を図り、連携・連帯した交通安全活動を推進するため、研修会を実施する。

(7) ホームページの充実

当協会のホームページには、運転免許更新手続き要領、道路交通法の改正要点、各支部の活動状況及び当協会加入のメリットなどを掲出するなど、ホームページの充実に努めて会員の拡大を図る。

6 受託業務等の確実な履行

(1) 受託業務の履行

受託業務である、運転免許更新、データ入力、道路使用調査各業務については、実直、丁寧及び適正に業務を推進する。

(2) 適正な駐車場管理業務

受託業務の他に、二箇所の借地を活用して駐車場の管理業務を行っているが、適正管理に努めるとともに、利用者の拡大を図っていく。

(3) 「弘前交通安全教育協会」との連携

当協会の子法人である「弘前交通安全教育協会」の各業務に対して、適時、適切な協力及び人的援助などを行い、適正・円滑な業務執行を図る。

7 積極的な表彰の実施

(1) 「各支部総会」等での表彰

交通安全功労団体、永年優良運転者等を表彰し、士気の高揚を図る。

(2) 交通死亡事故皆無表彰

各支部が交通死亡事故皆無500日間達成の都度、協会長と弘前警察署長との連名表彰を実施して、支部活動での士気高揚を図る。

(3) 青森県交通安全協会・東北管区警察局及び全国表彰

積極的に表彰上申を行い、交通安全活動に携わる個人及び団体の士気高揚を図る。